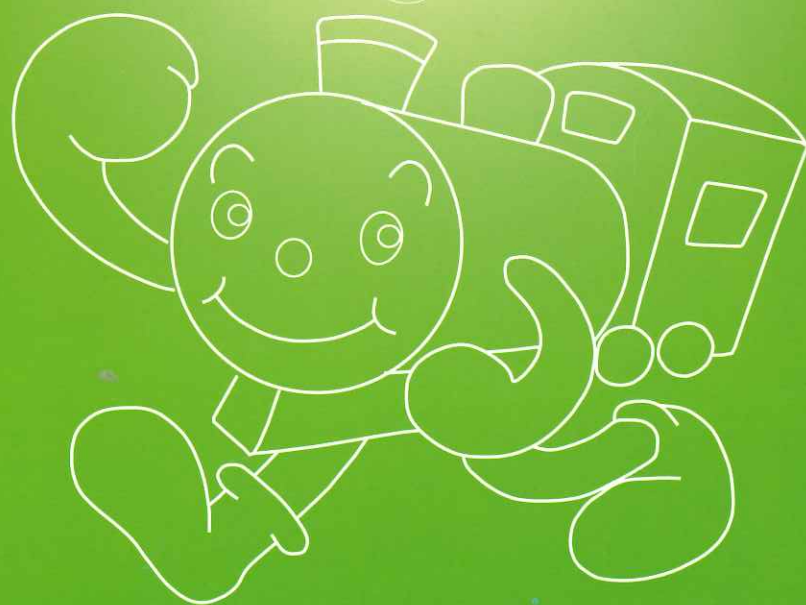


すてきな
まちに





発刊にあたって

東日本大震災からの復興^{ふっこう}に向けての課題^{かだい}が山積^{さんせき}する中で、原発事故をきっかけに新たな差別^{さべつ}が作り出されていることは、大変^{ゆうりよ}憂慮すべきことであり、重要な人権上の課題^{かだい}として受け止めています。

「すてきなまちに」第8集では、この原発事故^{ともしな}に伴って引き起こされた差別^{さべつ}事象から『私たちが学ぶべき課題^{かだい}は何であるのか』を考え、市民の皆様^{ていき}に提起^{ていぎ}することにしたしました。ご一読^{さいわ}いただくとともに、研修などで活用^{さいわ}くだされば、幸いです。

2012（平成24）年3月

野洲市長

山仲 善彰

野洲市教育委員会 教育長

南出 儀一郎

野洲市人権啓発推進協議会 会長

富田 多恵子

目次

野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言 1

Ⅰ 「特集」人が人を差別すること・つくりだされる差別 2

1. 東日本大震災

2. 差別が新しくつくられる

3. 差別と向き合う私たちの課題^{かだい}

- ★ 差別の土台にある『忌避^{きひ}・排除^{はいじよ}の意識』と私
- ★ 差別をしないために、差別に気づくことが大切

4. 今こそ、私の変革^{へんかく}、あなたの変革^{へんかく}が必要です

- ★ 『無理解』と『無関心』が差別を支えているのです
- ★ 人が人を差別^{あやま}する誤りを許してはなりません

5. すてきなまちは、すてきな私たちでつくみましょう

- ★ 差別をなくすのも、私たちの役目です
- ★ すてきな人の集う^{つど}、すてきなまちに

Ⅱ 2011年度 人権尊重をめざす人権作品紹介 9

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例（裏表紙）

*2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災により、犠牲^{ぎせい}になられた方々には、
 衷心より哀悼^{あいとう}の意を表し、被災者^{ひさいしゃ}の方々には心よりお見舞い申しあげますとともに、私
 たちも心と力を合わせて、一日も早い復興^{ふっこう}に向けて取り組んでいきます。



やすし じんけんそんちょう せんげん
野洲市「人権尊重のまち」宣言

じんけん にんげん しあわ い けんり ひと う
 人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもって
 きほんてき けんり
 いる基本的な権利です。

わたしたちは、じんけん きょうそん きほん けんり おか おか
 「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに
 たす あ あか す ちいき しゃかい きす
 助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりがけんり そんちょう ようご ただ りかい にんしき
 人の尊重と擁護について正しい理解と認識を
 ぶか だれ たいせつ あんしん く じっせん ちか やすし
 深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市
 じんけんそんちょう せんげん
 「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
 平成18年 2月25日

やすし
 野洲市

ゆた しぜん れきし いろど やすし
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」
 へい わ と し せん げん
平 和 都 市 宣 言

せかい へいわ じつげん かくへいき はいぜつ じんるいきょうつう ねが
 世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

いま かくへいき きょうい ひさん あらせ じんるい へいわ
 しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、人類の平和と
 ちきゅうかんきょう おびや
 地球環境が脅かされています。

わたしたちは、せかい ゆいつ ひばくこく こくみん ひろしま ながさき ひさん たいけん
 世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を
 にど く かえ ひかくさんげんそく けんじ くに かくへいき
 二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやか
 はいぜつ
 に廃絶しなければなりません。

せんご にほん けんぼう こうきゅうへいわ せんげん あんぜん せいぞん とりよく こんにち つづ
 戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてき
 ぶた た せんか こうむ へいわ おんけい きょうじゆ じ
 ました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自
 ゆう けんこう ひび おく よろこ せかいじゅう ひとびと きょうゆう つよ のぞ
 由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

やすしみん じんけん かんきょう まち しゃかい じつげん
 わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざ
 せかい こうきゅうへいわ かくへいきはいぜつ ちか ゆた しぜん れきし いろど
 すとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られ
 やすし へいわ とし せんげん
 たまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
 平成18年 2月25日

やすし
 野洲市

I 「特集」人が人を差別すること・つくいだされる差別

1. 東日本大震災

●2011(平成23)年3月11日、
宮城県沖で発生した^{ちょうきょだいじしん}超巨大地震
(マグニチュード9.0)によって、日本は
東北地方を中心に、はげしい^ゆ揺
れと巨大な津波に襲われ、多く
の^{とうと}尊い人命が失われ、^{ひさいしゃ}被災者は、
住居・仕事・教育の場を^{うば}奪われ
ました。



また、この東日本大震災によって福島第一原子力発電所では^{ほうしやのうも}放射能漏れという重大
な事故をも引き起こしました。

2. 差別が新しくつくられる

●原子力発電所の事故によって、^{しんこく}深刻な人権問題が起こっています。それは福島県と
福島県民に対する^{へんけん}偏見からくる『新たな差別』が生み出されていることです。

「福島ナンバーの車が、他県のガソリンスタンドで給油を断られた」^{ことわ}

「福島県民ということでホテルの^{しゅくはく}宿泊を断られた」^{ことわ}

「福島から来たと言ったら、レストランの入店を断られた」^{ことわ}

などの事例があります。^{じれい}





●また、ある県では福島県から避難してきた子どもに対して、地元の子どもが「放射能がうつるからあっちへ行け！」ということばを投げつけたという事象もありました。

ここに現れた「差別」は、福島原発事故に端を発した明らかな偏見にもとづく「排除」です。

●このように、放射能に対する誤った思い込みが固定化されていきますと、それが拡大して、その先には

「排除する世間・社会」といった、より大きな社会の枠組みが作られていきます。

●いったんこういう世間や社会が形成されると、そのことに対して「おかしい」と声をあげることが困難になります。

「自分は差別する気持ちはないけれど周りのみんなが．．．」「差別する気持ちはないけれど．．．福島は避けたい。」というふうに、「世間が．．．」「社会が．．．」「みんなが．．．」という方向に流されてしまい、差別が固定化されていくのです。



●このような構造は、まさに**部落差別**と同じ構造だといえます！



3. 差別と向き合う私たちの課題

★ 差別の土台にある『忌避・排除の意識』と私

● 差別の土台に共通してあるのが、「忌避（避けて近づけない）」であり、「排除」というものです。差別は、あからさまに人を見下す言動をとったり、危害や攻撃などを加えたりするものだけではありません。

相手を異質な存在、恐ろしい存在とみなして、蔑視したり排除したりすることも差別です。そしてこの『忌避・排除』を支える意識が、私たちの内面に存在しています。

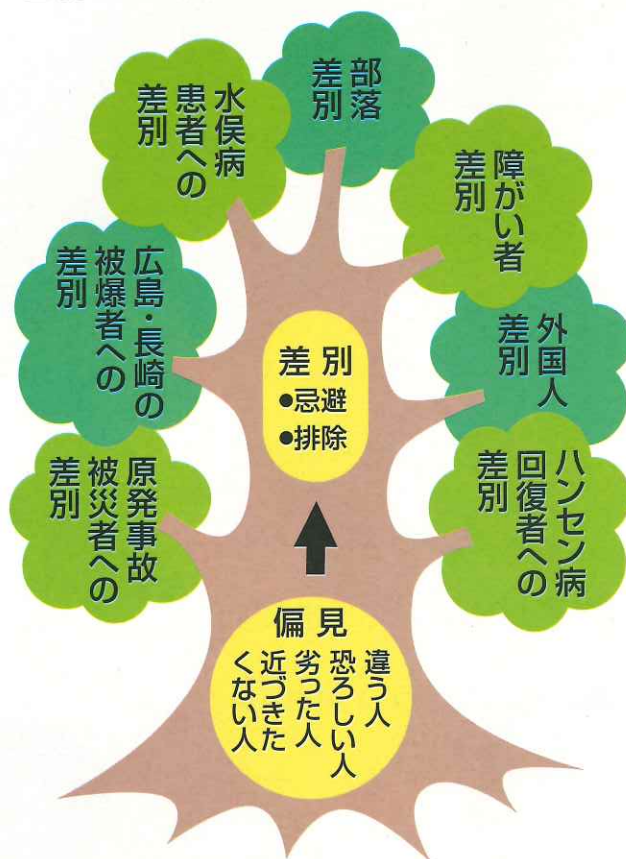
● そしてこれは、部落差別において最も典型的に見られる意識であり、ハンセン病回復者への差別、広島・長崎の被爆者への差別、障がい者への差別、外国人への差別、水俣病患者への差別など、多くの差別に共通して存在する意識なのです。

差別をなくすためには、私たち一人ひとりが内面にあるこの『忌避・排除の意識』を問い直すことが大切です。

★ 差別をしないために、差別に気づくことが大切

● 東日本大震災は未曾有の災害をもたらしましたが、それ自体が差別を引き起こしているわけではありません。「差別は人間がつくりだしたものである」ということを、しっかり認識しなければいけません。

差別を生み出す土台は…。





●福島原発事故では、「放射能がうつる」といって、被災した人を差別するという事象が発生しました。

いうまでもなく、放射能は、伝染も感染もしませんが、そもそも「放射能が伝染するか、しないか」ということを問題にすること自体が、差別の原因を被災者に押し付ける誤りを犯しているといえます。

なぜなら、差別はする側の人間が作り出すものだからです。したがって、差別の原因をされる側に押し付けるのは、全くの誤りだということに、私たちは気づかなければなりません。

- 本来、差別はどんな形であれ許されないものです
- 差別は、「する人によって引き起こされるもの」です
- 差別の原因をされる側に押し付けることは、大きな誤りです

●このことは、あらゆる差別問題に対する基本的な姿勢であるといえます。

当然のことながら、差別は、差別する心があったのか、なかったのかということは問われなければなりません。



差別は、いつの時も、する側の問題なのです。

しかし、私たちは、知らず知らずのうちに、人を差別するという誤りを犯すこともあるのです。

たとえ本人に差別している自覚がなかったとしても、「そこに差別を引き起こす不適切な対応や行動があったのかどうか？」ということが問題なのであり、私たちがそのことに気づくことが何よりも大切なことなのです。

4. 今こそ、私の^{へんかく}変革、あなたの^{へんかく}変革が必要です

★『無理解』と『無関心』が差別を支えているのです

● 私たちは、広島・長崎での悲劇を繰り返さないために、唯一の被爆国としての体験をふまえ、核の恐ろしさと平和の大切さを全世界に訴え、核兵器廃絶の運動に生かしてきました。しかしその反面、被爆者に対して忌避という態度で接してきたこともまた事実です。被爆者とその家族に対して、健康への不安、生活への不安、差別への不安を強いてきたことは、今もまだ完全には解決されていない現実の課題です。

また、ハンセン病回復者に対しては、特効薬の開発によりハンセン病は完治する病気であり、感染の恐れが全くなかった後も長い間、隔離という差別政策が続けられました。その結果、市民の理解を深めることができないまま、ハンセン病回復者は今もなお、日々「忌避・排除」のまなざしにさらされている厳しい現実があります。

● 差別は、このような『忌避・排除の意識』が、社会の無理解と無関心に支えられて、根深く温存されているのです。

★ 人が人を差別する誤りを許してはなりません

● 人が人を差別するという事は本当に悲しいことです。私たちは、差別を新しく生み出したり、繰り返したりしてはならないのです。



私たちの野洲市は、『野洲市
人権尊重のまちづくりに関する
条例』の第1条（目的）に「こ
の条例は、人権尊重のまちづく
りについて、市民の人権擁護及
び人権意識の高揚を図り、もっ
て、市民一人ひとりの参画によ



る部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。」と謳い、また第4条（啓発活動の充実）には「市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。」と謳っています。

●野洲市と私たち野洲市民は、これまで部落差別の現実・実態から学んできたさまざまな成果を、野洲市のまちづくりにいかさねばなりません。人権を尊重し、うわさ、風評、無知、無理解、無関心を克服するまちづくりを推進していかねればなりません。

●再度ここにあらゆる差別を許さない、人権が大切にされる地域社会をつくりだすために、努力することを確認したいと思います。新たな差別が作りだされることを許してはなりません。福島での差別問題にも無関心でいてはならない理由が、ここにあります。



「第8回野洲市部落解放をめざす女性のつどい」にて

●差別のない社会は、自然とやってくるのではなく、私たちのたゆまぬ努力によってもたらされるものなのです。

●今こそ私の^{へんかく}変革・あなたの^{へんかく}変革が必要です！





5. すてきなまちは、すてきな私たちでつくみましょう

★ 差別をなくすのも、私たちの役目です！

● 差別をしない、させない、許さないというのは、他の誰かのためではありません。他ならぬ自分自身のためなのです。『人が人を差別する』この誤りあやまに気がつくことは、とても大切なことです。

それは決して、差別を受けている人のために気づくということではなく、差別をする誤りあやまを犯している自分自身のために気づくという意味で、とても大切なのです。

★ すてきな人の集う、すてきなまちに！

● 差別の誤りあやまに気がついたところに、生まれ変わった『すてきな私』がいるのです。

そして、そんな人がたくさん集まれば『すてきなまち』ができます。

私が変わること、あなたが変わることによって差別のない私たちの「すてきなまち」を実現しましょう。

すてきな
まちに

